

# 北竜町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画

## 計画の位置づけ

全国的に空家等が増加傾向にあり、北竜町においても適切な管理が行われていない空家等が、地震や雪害等の災害による倒壊被害や防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

北竜町では平成23年より町内会の協力を得て空家等を把握する調査を行い、空家台帳の整備をしてきました。平成24年には北竜町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、管理不全な所有者に対し助言を行ってきました。

今後の人口減少や高齢化の影響により、更に空家等の増加が予想されるため、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため「北竜町空き家等対策計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画と住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日 国住市第350号国土交通省事務次官通知）第25第2項に規定する空き家対策総合実施計画を兼ねるものであります。

## 1. 計画の実施地区の区域

### (1)実施地区（対象地区）の区域

町内全域に分布していることから北竜町全域とします。

面積：15,870ha

## 2. 基本の方針

### (1)実施地区の概要

北竜町が把握している空家等が23戸あり、空家等は町内全域に分布しています。

### (2)実施地区の課題

北竜町では、人口減少や高齢化が進んでいることから、今後も空家等の増加が予想されるため、空家等の発生を抑制していく必要があります。

### (3)実施地区の整備の方針

本町の対象とする空き家は、法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

積雪寒冷地である本町は、冬期の積雪量や低温などによる家屋の劣化が進みやすく、腐敗・破損が進行し周辺環境に悪影響を与えることや、屋根雪やつらら落下による事故も懸念されます。今後とも空家等の総数が増加した場合、このような危険家屋も増加していくものと予想され、空家等の対策に取り組む必要があります。

空家等の適切な管理は当該空家等の所有者等の責任において行われるべきであります。相続等により所有者が町内に在住しておらず現状を把握していない場合もあり、空家所有者等に空家等の適切な管理を促すため、町広報やホームページ等により周知・啓発を行い、空家等の適切な管理をしていただくよう啓発活動を推進していきます。

(4)空家等対策計画の計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、社会情勢や本町の状況等の変化に応じて見直していきます。

(5)空き家対策総合実施計画の目標

令和6～8年度（3カ年） 空き家の除却数 12棟

(6)空家等に関する対策の実施体制

①庁内の組織体制及び役割

担当部署	役割
総務課	・固定資産税課税台帳等の情報提供 ・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応 ・災害時の対応
企画振興課	・空家等の調査 ・空家等の適切な管理の促進 ・措置及び対処の実施 ・北竜町空き家等対策協議会及びその他関係機関との連携・調整 ・相談窓口 ・移住定住施策（中古住宅等購入・中古住宅改修支援等） ・空き家・空き地情報登録制度（空き家バンク） ・その他施策全般
住民課	・住民相談等により得た空家等に関する情報提供 ・不法投棄等の衛生上の問題に関すること
産業課	・店舗等への利活用に関すること
建設課	・水道使用状況等の情報提供 ・道路交通安全確保等
農業委員会	・離農等による空家等に関する情報提供
教育委員会	・通学路の安全確保 ・児童・生徒の危険防止に関する対応

②連携した協議会等及び役割

名称：北竜町空き家等対策協議会

代表者：会長

主な構成員：町長、学識経験者、議会議員、町民団体等の代表者等

3. 空き家の活用と除却に関する事項

(1)空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	空き家又は跡地の活用用途	棟数	事業実施予定時期
活用 ※1	所有者等	空家住宅等	雪捨て場等	2	R7.4-R8.3
除却 ※2	所有者等	空家住宅等	定めなし	10	R6.4-R8.3
実態把握 ※3	北竜町	空家住宅等、不良住宅	—	—	R6.4-R8.3

(2)除却後の跡地の計画的利用に係る周辺住民等への周知方法（制度要綱第25第7項第二号ロに関する第一号第イaに該当する空き家住宅等の除却の場合）

